

着実な循環型社会の形成へ

分別収集の拡大から1年

昨年10月からスタートした「分別収集の拡大」では、皆様のご理解とご協力により大きな成果ができています。

中でも循環型社会形成の指標となるリサイクル率は、平成20年度の9.9%から平成22年度には17.1%に向上したほか、「燃やせないごみ」も、従来からみて約10分の1という大幅な減少を示しています。

また、誤った分別がされ黄色いシールが張られた「未回収ごみ袋」については、導入当初の平成22年10月で4,565袋となっていました。今年8月では、1,117袋と著しい減少となり、適正な分別が着実に推進されています。

こうした成果が上がる一方、現在も完全な分別が行われていないわけではありません。「資源ごみ」の中には、食べかすや汚れ、においが付着しているものが混入し、結果的に資源にならないため焼却処分されるとともに、悪臭による就労環境の悪化にもつながっています。

「分別収集の拡大」から1年を経過する今、もう一度分別について点検し、確実な分別を心がけましょう。

その1 プラスチック製容器包装に発泡トレイが混入

発泡トレイのほぼすべてにプラマークが付いていることから、プラスチック製容器包装として分別されてしまいがちですが、手でパリッと簡単に割れる場合は、発泡素材と判断し「発泡トレイ」に分別してください。

その2 「燃やせないごみ」にプラスチック製容器包装が混入

プラスチック製容器包装は「燃やせないごみ」でしたが、新分別からは「資源ごみ」となり、汚れたプラスチック製容器包装は「燃やせるごみ」として分別します。

「燃やせないごみ」は日常的にはほとんど発生しないので、発生したときは「根室市ごみ分別ガイドブック」で再度確認しましょう。

間違いやすい分別には注意を

その3 プラスチック製容器包装にプラスチック製品が混入

資源ごみの対象となるのは、プラスチック製でできた容器包装（主に商品をこん包するビニール袋）です。使用済み歯ブラシ、CD、プラスチック製の子どものおもちゃ等は「燃やせるごみ」になります。

その4 紙類の資源ごみは4分類

紙類の資源ごみは、①紙製容器包装と雑誌②雑誌とカタログ③新聞（チラシを含む）④紙パックとダンボールの4分類が一つの袋となります。

使用済みのティッシュペーパーやおむつ等は「燃えるごみ」として分別し、ティッシュ箱や窓あき封筒のビニールははがし「プラスチック製容器包装」として分別しましょう。

ごみ埋立処理場のさらなる延命化を図るために

ごみ埋立処理場の「前処理破砕施設整備」が、来年の3月の完成を目指し進められています。

現在供用中の最終処分場となるごみ埋立処理場は、皆さんの分別の徹底により、当初終了予定の平成25年度を大きく上回り、平成40年度まで使用できる試算となり、これを金額に換算すると約20億円の節減効果となっています。

市はさらなる延命化を目指し、ごみ埋立処理場の隣接地に前処理破砕施設を整備し、冬期間の作業場の確保と、手作業で行っている「不燃ごみ」と「粗大ごみ」の解体作業のオートメーション化により作業効率の向上を図っていくほか、既に埋め立てられている廃棄物を掘り起こし、廃棄物の減量化と資源化に努める「最終処分場再生事業」に取り組みます。

ごみについてのお問い合わせは、市役所市民環境課環境衛生担当まで。TEL(23)6111 番 内線2127・2128